

# 資料編

## 資料 1

### 【関係機関の連絡先一覧】

#### (1) 県関係

名 称	担当部署	所 在 地
福 岡 県	総 務 部 消防防災安全課 生活安全室	福岡市博多区東公園 7 - 7
福岡県警察本部	警 備 部 警 備 課	福岡市博多区東公園 7 - 7
	うきは警察署 警備課	うきは市吉井町 3 4 3 - 3

#### (2) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
北九州市	総務市民局安全・安心課	-	-	093-582-2988	093-582-3823	093-582-3889
福岡市	市民局防災・危機管理課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056	(NTT電話番号と同様)	092-733-5861
大牟田市	総務部総務課	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-2894(in)	0944-41-2222 (宿直用)	0944-41-2894
久留米市	総務部生活安全推進室	-	-	0942-30-9052	0942-39-8835	0942-30-9706
直方市	総務課市民協働推進係	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2222	0949-25-2000	0949-24-3812
飯塚市	総務部総務課総務係	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500(222)	(NTT電話番号と同様)	0948-21-2066
田川市	総務部総務防災課	78-206-70	1-78-206-75	0947-44-2000(319)		0947-46-0124
柳川市	総務課防災安全係	78-207-70	1-78-207-75	0944-73-8111(335)	(NTT電話番号と同様)	0944-74-1374
八女市	総務課総務法制係	78-210-70	1-78-210-75	0943-23-1111(212)	(NTT電話番号と同様)	0943-22-2186
筑後市	総務課庶務法制係	-	-	0942-53-4111(131)		0942-52-5928
大川市	総務課庶務係	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101(202)	0944-87-2101	0944-88-1776
行橋市	総務課総務係	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111(1431)	(NTT電話番号と同様)	0930-25-0299
豊前市	総務課交通防災係	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111(1334)	0979-82-1111	0979-83-2560

中間市	総務課文書法制係	78-215-70	1-78-215-75	093-246-6232	093-246-4325	093-245-5598
小郡市	総務課防災・庶務係	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111(245)	(NTT電話番号と同様)	0942-73-4466
筑紫野市	総務課交通・防災担当	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111(234)	092-920-7413	092-923-5391
春日市	土木管理課消防防災担当	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111(311,2,3122)	092-584-1132	092-584-1143
大野城市	地域安全課	78-219-70	1-78-219-75	092-501-2211(387)	(NTT電話番号と同様)	092-572-8432
宗像市	総務課総務係	78-220-70	1-78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	総務課消防・防災係	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121(519)	092-921-2142	092-921-1601
前原市	総務課防災係	78-222-70	1-78-222-75	092-323-1111(1216)	092-323-1123	092-324-0239
古賀市	総務課庶務係	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111(322)	(NTT電話番号と同様)	092-942-3758
福津市	生活安全課安心安全まちづくり係	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168
宮若市	総務課防災安全係	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511		0949-32-9430
嘉麻市	総務課防災安全係	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5353		0948-62-5018
朝倉市	消防防災課消防防災係	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111(119)		0946-24-8257
那珂川町	環境課生活防災係	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211(135)		092-953-0688
宇美町	総務課消防防災防犯係	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111(113)	092-934-2246	092-933-7512
篠栗町	総務課消防係	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1111(313)	092-947-3437	092-947-7977
志免町	総務課消防防災係	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001(416)	(NTT電話番号と同様)	092-935-9459
須恵町	総務課消防防災係	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1151(321)	(NTT電話番号と同様)	092-933-6579
新宮町	総務課防災防犯担当	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1730	092-962-0725	092-962-2078
久山町	総務課消防防災係	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111(232)	(NTT電話番号と同様)	092-976-2463
粕屋町	総務課生活防災係	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311(225)	092-938-5778	092-938-3150
芦屋町	総務課庶務係	78-381-70	1-78-381-75	093-223-0881(293)	093-223-5292	093-223-3927
水巻町	総務課庶務係	78-382-70	1-78-382-75	093-201-4321	(NTT電話番号と同様)	093-201-4423

岡垣町	総務課庶務係	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211(233)	(NTT電話番号と同様)	093-282-4000
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234(262)	(NTT電話番号と同様)	093-293-0806
小竹町	総務課庶務係	78-401-70	1-78-401-75	09496-2-1212(104)	09496-2-1211	09496-2-1140
鞍手町	総務人事課庶務係	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111(322)	0949-42-2118	0949-42-5693
桂川町	総務課	78-421-70	1-78-421-75	0948-65-1100(214)	0948-65-3241	0948-65-3424
筑前町	まちづくり課消防安全係	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609		0946-42-2011
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-446-75	0946-72-2311		0946-72-2038
二丈町	総務課管財係	78-462-70	1-78-462-75	092-325-1111(232)	(NTT電話番号と同様)	092-325-0179
志摩町	総務課行政係	78-463-70	1-78-463-75	092-327-1111(223)	092-327-2472	092-327-2707
大刀洗町	総務課庶務係	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0101(105)	0942-77-0101	0942-77-3063
大木町	総務課管理防災係	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1013(115)	0944-32-1444	0944-32-1054
黒木町	総務課庶務係	78-541-70	1-78-541-75	0943-42-1111(324)	(NTT電話番号と同様)	0943-42-4591
立花町	総務課行政係	78-543-70	1-78-543-75	0943-23-5141(214)	(NTT電話番号と同様)	0943-22-3512
広川町	総務課行政係	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1111(112)	0943-32-1111	0943-32-5164
矢部村	総務課総務係	78-545-70	1-78-545-75	0943-47-3111(201)	(NTT電話番号と同様)	0943-47-2855
星野村	総務グループ総務班	78-546-71	1-78-546-75	0943-52-3111(212)	0943-52-2005	0943-52-3283
瀬高町	総務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-63-6111(308)	0944-63-6111	0944-62-2411
山川町	総務課人事係	78-564-70	1-78-564-75	0944-67-1111(211)	(NTT電話番号と同様)	0944-67-1696
高田町	総務課財政庶務係	78-581-70	1-78-581-75	0944-22-5611(214)	(NTT電話番号と同様)	0944-22-6381
香春町	総務課庶務係	78-601-70	1-78-601-75	0947-32-2511	(NTT電話番号と同様)	0947-32-4815
添田町	総務課防災対策係	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-1231(121)	(NTT電話番号と同様)	0947-82-2869
糸田町	総務課消防係	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231(212)	(NTT電話番号と同様)	0947-26-1651
川崎町	総務課防災管財係	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000(230、231)	(NTT電話番号と同様)	0947-72-6453

大任町	総務課消防係	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000(209)	(NTT電話番号と同様)	0947-63-3813
赤村	総務課総務係	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000(132)	(NTT電話番号と同様)	0947-62-3007
福智町	総務課消防防災選挙係	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	(NTT電話番号と同様)	0947-22-0782
苅田町	総務課くらし安全係	78-621-70	1-78-621-75	093-434-1112(319)	093-434-5852	093-436-3014
みやこ町	総務課総務係	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	0930-32-2511	0930-32-4563
吉富町	総務課庶務秘書係	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122(133)	(NTT電話番号と同様)	0979-24-3219
上毛町	総務課総務係	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111	(NTT電話番号と同様)	0979-72-4664
築上町	総務課行政係	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300(333)		0930-56-1405

### (3)消防本部(局)

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	防災課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-2110	093-582-2112
福岡市消防局	警備部警防課 広域対策係	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6952	092-725-6606
大牟田市消防本部	警防課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
久留米市消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	警防課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185
糸島地区消防厚生 施設組合糸島消防 本部	警防課	前原市前原1783-1	092-322-4222	092-324-4514

八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-0119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
瀬高町外二町消防組合消防本部	総務課庶務財政係	瀬高町小川270	0944-62-5125	0944-62-3234
春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	警防課防災企画係	田川市川宮1570	0947-44-0650	0947-46-1404
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630
福岡県南広域消防組合消防本部	警防課	久留米市山川沓形町3-15	0942-43-8119	0942-43-7317
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田16番地1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-22-0119	0946-24-1334
粕屋南部消防本部	警防課	志免町田富170	092-935-1088	092-935-6483
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0131	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

#### (4) 指定行政機関

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1

財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官文教施設企画部施設企画課防災推進室	千代田区丸の内 2-5-1
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内 2-5-1
厚生労働省	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室	千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	総合食料局食料企画課	千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関 1-3-1
原子力・保安院	企画調整課	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2
防衛省	運用企画局 事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市谷本村町 5-1

### (5) 指定地方行政機関

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
福岡防衛施設局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州総合通信局	総務課	熊本市二の丸1-4 熊本合同庁舎2号館
九州財務局	総務部総務課	熊本市二の丸1番2号
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎)
原子力事務所	研究開発局開発企画課 立地地域対策室	千代田区丸の内 2-5-1
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎2階
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎

九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎
九州森林管理局	企画調整室	熊本県熊本市京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡県博多区博多駅東2丁目11-1 福岡第一合同庁舎
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡第1合同庁舎8階
九州地方整備局	企画部 防災課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-1 0-7
九州運輸局	総務部 総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7
大阪航空局	総務部 航空保安対策課	大阪市中央区大手前4丁目1番76号
	福岡航空交通管制部 総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302 -17
福岡管区气象台	総務部 総務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部 総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本県熊本市尾ノ上1-6-22

## (6) 指定公共機関

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	独立行政法人海上技術安全研究所	企画部企画課	東京都三鷹市新川6-38-1
海上保安庁	独立行政法人海上災害防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル
国土交通省	独立行政法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
経済産業省	独立行政法人原子力安全基盤機構	防災支援部計画グループ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1
国土交通省	独立行政法人港湾空港技術研究所	企画管理部企画課	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	目黒区東が丘2-5-21
経済産業省	独立行政法人産業技術総合研究所	企画本部	千代田区霞が関1-3-1
経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	総合企画部企画戦略室	小金井市貫井北町4-2-1
農林水産省	独立行政法人森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
農林水産省	独立行政法人水産総合研究センター	総務部庶務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 15F

国土交通省	独立行政法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
文部科学省	独立行政法人日本原子力研究開発機構	研究開発局 原子力研究開発課	千代田区丸の内2-5-1
国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	東京都港区西新橋二丁目8番6号
農林水産省	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	総合企画調整部 企画調整室	茨城県つくば市観音台3-1-1
文部科学省	独立行政法人放射線医学総合研究所	研究振興局 研究振興戦略官付	千代田区丸の内2-5-1
国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
金融庁	日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	中央区日本橋本石町2-1-1
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門1-1-3
総務省	日本放送協会	報道局 気象・災害センター	東京都渋谷区神南2-2-1
総務省	日本郵政公社	本社CSR室	千代田区霞が関1-3-2
国土交通省	西日本高速道路株式会社	管理事業本部管理事業統括チーム	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号
総務省	日本電信電話株式会社	第二部門 災害対策室	東京都千代田区大手町2-3-1 通信ビル7F
総務省	西日本電信電話株式会社	基盤サービス部災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-15
経済産業省	九州電力株式会社	総務部 管理グループ	福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡県福岡市千代1-17-1
国土交通省	オーシャン東九フェリー株式会社	取締役	東京都中央区築地2-11-9
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	専務取締役企画管理部長	大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通省	阪九フェリー株式会社	常務取締役	福岡県北九州市門司区新門司北1-1
国土交通省	ジェイアール九州バス株式会社	営業企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町1番地
国土交通省	日本通運株式会社	作業管理部広域自動車輸送専任	東京都港区東新橋1丁目9番4号
国土交通省	福山通運株式会社	社長室CSR推進室	東京都江東区越中島3-6-15



国土交通省	ヤマト運輸株式会社	社会貢献部	東京都中央区銀座2丁目16番10号
国土交通省	エアーニッポン株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
	エアーニッポン株式会社 (第2連絡先)	ANK 福岡空港支店 業務課	福岡県福岡市博多区上臼井柳井348 福岡空港第1ターミナルビル内
国土交通省	エアーネクスト株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
	エアーネクスト株式会社 (第2連絡先)	NXA 業務部業務課	福岡県福岡市博多区下臼井767-1 福岡空港第2ターミナルビル内
国土交通省	株式会社スターフライヤー	経営企画部事業企画グループ	福岡県北九州市小倉北区米町二丁目2番1号 新小倉ビル
国土交通省	株式会社ジャルエクスプレス	本社企画財務部	大阪府池田市空港2-2-5
国土交通省	株式会社日本航空インターナショナル	(株)日本航空経営企画室	東京都品川区東品川2-4-11
国土交通省	株式会社日本航空ジャパン	(株)日本航空経営企画室	東京都品川区東品川2-4-11
国土交通省	スカイマークエアラインズ株式会社	経営企画室	東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア12階
国土交通省	全日本空輸株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
	全日本空輸株式会社 (第2連絡先)	ANA 福岡空港支店 総務課	福岡県福岡市博多区下臼井767-1 福岡空港内
国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	本社企画部	沖縄県那覇市山下町3-24
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	総務部リスク管理室	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号
国土交通省	西日本鉄道株式会社	鉄道事業本部営業部 安全対策課	福岡県福岡市中央区天神1丁目11番17号 福岡ビル6F
国土交通省	井本商運株式会社	営業部	兵庫県神戸市中央区京町70
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	総務部	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部 (危機管理)	東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル2階201
総務省	KDDI株式会社	運用本部運用管理部 統括グループ	東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル
総務省	ソフトバンクテレコム株式会社	総務部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング
総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー35F
総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	災害対策室	福岡県福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンクモバイル株式会社	コーポレートセキュリティ室	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

( 7 ) 指定地方公共機関

法人名	所在地	所属名(課・係等)
大牟田瓦斯株式会社	大牟田市泉町 4-5	工務部
西日本ガス株式会社	柳川市新外町 89-2	企画部
筑紫ガス株式会社	筑紫野市紫 2-12-10	総務グループ
直方ガス株式会社	直方市新町 2-5-22	工務部
飯塚ガス株式会社	飯塚市横田 677-2	総務部
中間ガス株式会社	中間市池田 1-4-1	供給部
高松ガス株式会社	遠賀郡水巻町頃末北 4-6-1	ガス課総務主任
社団法人福岡県LPガス協会	福岡市博多区山王 1-10-15	事務局
平成筑豊鉄道株式会社	田川郡福智町金田1145 - 2	総務課
筑豊電気鉄道株式会社	中間市鍋山町 1-6	電車課
甘木鉄道株式会社	朝倉市甘木 1320	運輸部
北九州高速鉄道株式会社	北九州市小倉南区企救丘 2-13-1	総務グループ
西鉄バス二日市株式会社	大野城市大字牛頸2473番12号	二日市本社
西鉄バス宗像株式会社	宗像市陵巖寺4丁目7番1号	赤間本社
西鉄バス両筑株式会社	朝倉市菩提寺 540-1	
西鉄バス久留米株式会社	久留米市御井町2291 - 1	
西鉄バス大牟田株式会社	大牟田市白金町63	
西鉄バス筑豊株式会社	飯塚市片島 2-19-1	運行部
西鉄高速バス株式会社	福岡市那の津4丁目3番22号	業務課
西鉄バス北九州株式会社	北九州市小倉北区砂津 1-1-2	総務課
九州急行バス株式会社	福岡市博多区博多駅南4 - 7 - 2	総務課
堀川バス株式会社	八女市本町1番地	統括部
株式会社甘木観光バス	朝倉市大字甘木1396番地2	営業部長
西鉄観光バス株式会社	福岡市中央区地行二丁目3番10号	総務部
西鉄北九州観光株式会社	北九州市小倉北区青葉 1-2-32	総務部
九州観光バス株式会社	福岡市博多区石城町 10-18	総務課
柳城観光株式会社	柳川市下宮永町1092	
九州郵船株式会社	福岡市博多区神屋町1番27号	海務課
壱岐・対馬フェリー株式会社	福岡市中央区那の津 3-46-7	代表取締役
九州西武運輸株式会社	福岡市博多区東那珂 3-7-58	総務課
久留米運送株式会社	久留米市東櫛原町353	総務部
株式会社博運社	糟屋郡志免町別府 621	総務部
株式会社ランテック	福岡市博多区古門戸町 4-26	総務部
九州産業運輸株式会社	北九州市門司区浜町 10-16	営業本部
丸善海陸運輸株式会社	久留米市善導寺町飯田 415-1	総務部
三友通商株式会社	筑紫野市上古賀 2-1	総務課
社団法人福岡県トラック協会	福岡市博多区博多駅東 1-18-8	業務課
社団法人福岡県医師会	福岡市博多区博多駅南 2-9-30	総務課
社団法人福岡県歯科医師会	福岡市中央区大名 1-12-43	事務局
社団法人福岡県薬剤師会	福岡市博多区住吉 2-20-15	
福岡県道路公社	福岡市博多区吉塚本町 13-50	総務課総務係
福岡北九州高速道路公社	福岡市東区東浜 2-7-53	総務係
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	福岡市早良区百道浜 2-3-8	報道部
九州朝日放送株式会社	福岡市中央区長浜 1 - 1 - 1	総務局
株式会社テレビ西日本	福岡市早良区百道浜 2 - 3 - 2	報道部長
株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送	福岡市博多区住吉 2 - 3 - 1	報道スポーツ局
株式会社福岡放送	福岡市中央区清川 2 - 22 - 8	報道制作局報道部

株式会社エフエム福岡	福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル別館 6F	放送本部
株式会社九州国際エフエム	福岡市中央区天神 2 - 5 - 35	総務部
株式会社エフエム九州	北九州市小倉北区古船場町 9 - 11	編成事業部

## (8) 自衛隊

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監部 防衛部	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町 1 - 1 - 1
第4師団司令部 第3部	陸上自衛隊	福岡県春日市大和町 5 - 12
第4特科連隊 第5大隊	陸上自衛隊	福岡県久留米市国分町 100
佐世保地方総監部 防衛部	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町無番地
西部方面航空隊司令部 防衛部	航空自衛隊	福岡県春日市原町 3 - 1 - 1

資料 2

【関係報道機関一覧】

名 称	所 在 地	備 考
N H K 久留米報道室	〒830-0018 久留米市通町 3 - 1 4	
K B C 九州朝日放送	〒810-8571 福岡市中央区長浜 1-1-1	
F B S 福岡放送	〒810-8655 福岡市中央区渡辺通り 1-1-1	
T N C テレビ西日本	〒814-0001 福岡市早良区百道浜 2-3-2	
T V Q T X N九州	〒812-8570 福岡市博多区住吉 2-3-1	
F M福岡	〒810-8575 福岡市中央区渡辺通り 2-1-82	
クロスF M	〒810-0801 福岡市博多区中州 4-6-12 花関ビル	
ドリームスF M放送	〒839 - 0851 久留米市御井町 1	
西日本新聞社 浮羽支局	〒839-1321 うきは市吉井町 5 2 1 - 1	
毎日新聞 久留米支局	〒830-0018 久留米市通町 4 - 1	
読売新聞 久留米支局	〒830-0022 久留米市城南町 2 2 - 1 0	
朝日新聞 久留米支局	〒830-0021 久留米市篠山町 3-168-24	

【安否情報省令及び関係様式一覧】

## 安 否 情 報 省 令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫して

いる場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第二条及び第三条
--	----------

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、 ～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んで下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。





様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （ を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。）	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （ ）	
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本          その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本      その他(      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 資料 4

### 火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日  
消防災第 267 号消防庁長官）  
改正 平成 6 年 12 月 消防災第 279 号  
平成 7 年 4 月 消防災第 83 号  
平成 8 年 4 月 消防災第 59 号  
平成 9 年 3 月 消防情第 51 号  
平成 12 年 11 月 消防災第 98 号  
消防情第 125 号  
平成 15 年 3 月 消防災第 78 号  
消防情第 56 号  
平成 16 年 9 月 消防震第 66 号

## 第 1 総則

### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

#### (参考)

#### 消防組織法第 22 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号）」の定めるところによる。

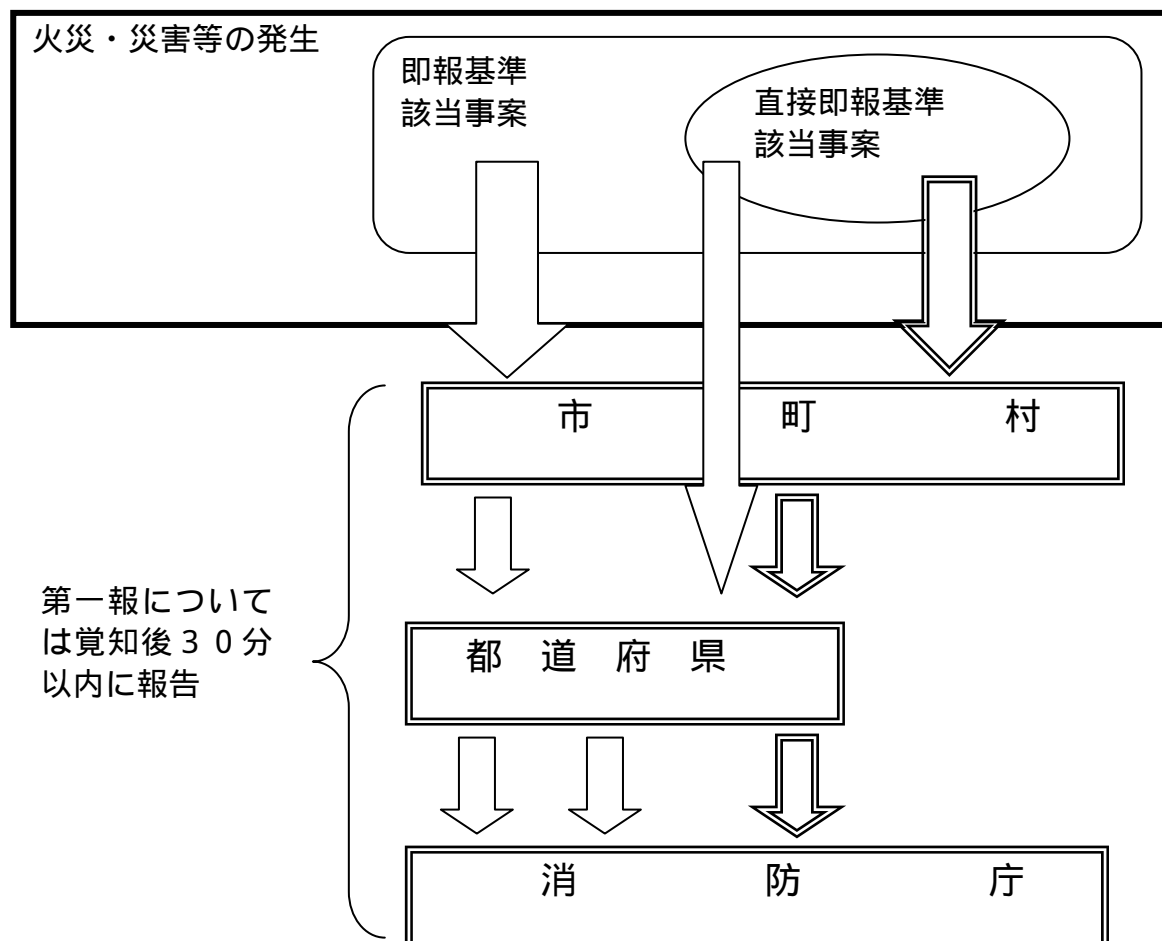
### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）

が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 火災

###### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

###### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

###### ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

###### エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

#### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

#### ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石

油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

#### エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

#### オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

### (3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する



法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

#### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

##### (2) 個別基準

###### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したものの

###### イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたものの

###### ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

###### エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

###### オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

#### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

##### 1 火災等即報

###### ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

###### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

###### ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの  
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災  
エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

## 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式(火災)

##### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

- ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
  - ア）建物等の用途、構造及び環境
  - イ）建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

- ア）発見及び通報の状況
  - イ）避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災
- ア）発見及び通報の状況
  - イ）延焼拡大の理由
    - ア 消防事情
    - イ 都市構成
    - ウ 気象条件
    - エ その他
  - ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称
  - エ）り災者の避難保護の状況
  - オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
- ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）  
必要に応じて図面を添付する。
  - イ）林野の植生
  - ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況
  - エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
- ア）車両、船舶、航空機等の概要
  - イ）焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「（株） 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名  
爆発を除く

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積				
消損程度	焼損棟数	全焼棟	棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟			棟	建物焼損表面積 林野焼損面積
り災世帯数				気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部の設置状況							
その他参考事項							

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りる。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
 2 危険物等に係る事故  
 事故名  
 3 原子力施設等に係る事故  
 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災    2 爆発    3 漏えい    4 その他(            )				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他(            )		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス 4 その他(            )				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)            人		負傷者等            人(            人)		
			重症            人(            人)		
			中等症            人(            人)		
			軽症            人(            人)		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材
			事業所	自衛防災組織	人
				共同防災組織	人
				その他	人
			消防本部(署)		台 人
			消防団		台 人
			海上保安庁		人
			自衛隊		人
		その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等		
	計 人	重 症	人( )	人( )
	不明	中等症	人( )	人( )
	人	軽 症	人( )	人( )
救助活動の要否				
要救護者(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_（第 \_\_\_\_\_ 報）

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床下浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）



